

令和7年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

＜各サービス個別＞ 訪問系サービス

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認ください。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。
受講確認を行いますので、**受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導（ページ番号：1047189）」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日〆切）**
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日必着）

次第

1. 令和7年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）

令和7年度の運営指導における指摘事項等について

人員基準

(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数

(3). 指摘内容

〔オペレーター〕

提供時間帯を通じて、その職務に従事するオペレーターが1以上配置されていなかった。提供時間帯を通じて、その職務に従事するオペレーターを1以上配置すること。

〔随時訪問サービスを行う訪問介護員等〕

提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上配置されていなかった。提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等を1以上配置すること。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

運営規程

(3). 指摘内容

運営規程に記載されている従業員の員数と実態に齟齬がある事例が認められた。実態に即して修正するとともに、本市にその変更を届け出ること。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

衛生管理等

(3). 指摘内容

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない事例が認められた。感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講じること。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

虐待の防止

(3). 指摘内容

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について従業員等に周知徹底すること。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

業務継続計画の策定等

(3). 指摘内容

必要な研修及び訓練が実施されていなかった。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、概要がわかるように明確に記録に残すこと。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

サービスの提供の記録

(3). 指摘内容

サービス提供の記録の記入の作成漏れや、記入誤りのある事例が認められた。記録は介護給付費の請求の根拠となるため、作成漏れや記入誤りがないよう正しく作成すること。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

勤務体制の確保等

(3). 指摘内容

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない事例が認められた。必要な措置を講ずること。

運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

秘密保持等

(3). 指摘内容

個人情報使用同意書に利用者の家族の同意欄が設けられていなかった。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

運営基準

(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

指定訪問介護の具体的取扱方針

(3). 指摘内容

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないにも関わらず、行っている事例が認められた。緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこと。身体拘束等を行う場合は、記録を正しく残すこと。

運営基準

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

(3). 指摘内容

医療保険から介護保険へ切替となった際に、訪問看護計画書が作成されていない事例が認められた。サービスの提供を開始するにあたっては訪問看護計画書を作成し、利用者の同意を得ること。

介護報酬

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

基本報酬

(3). 指摘内容

記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。基本報酬は、適正に算定を行うこと。

介護報酬

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

高齢者虐待防止措置未実施減算

(3). 指摘内容

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待の防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置について、必要な措置を講じていない事例が認められた。速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

介護報酬

(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

初回加算

(3). 指摘内容

新規に訪問介護計画書を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。新規に訪問介護計画書を作成した利用者について、算定すること。

介護報酬

(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

初回加算

(3). 指摘内容

訪問介護計画の作成後、その月内にサービス提供責任者が訪問介護に同行していないにもかかわらず、初回加算を算定している事例が認められた。当該加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定すること。

介護報酬

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

早朝・夜間、深夜加算

(3). 指摘内容

当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合で、当該月の第1回目の緊急時訪問看護を行った際に、早朝・夜間、深夜加算を算定している事例が認められた。当該加算は、当該緊急時訪問看護を行った場合には、1月以内の2回目以降の緊急時訪問について算定すること。

介護報酬

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

初回加算

(3). 指摘内容

初回加算（I）について、退院又は退所した事実がないにも関わらず算定している事例が認められた。当該加算は病院、診療所又は介護老人保健施設から退院又は退所した日に看護師が訪問する場合に算定すること。

介護報酬の算定に係るQ&Aについて (広島市版)

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

運営規程

(3). 質問

虐待防止、身体的拘束、BCP（業務継続計画）の策定について、運営規程と重要事項説明書に追加する必要があるか。

(4). 回答

虐待防止の事項については、運営規程に記載する必要がある。身体的拘束やBCP（業務継続計画）については、記載する必要はない。

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

委員会の開催

(3). 質問

身体的拘束、虐待防止等の委員会について、複数事業所による合同開催は可能か。

(4). 回答

法人内の複数事業所による合同開催、他委員会との合同開催、複数の小規模事業所による合同開催が可能である。

(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

同一建物減算（12%減算）

(3). 質問

正当な理由の範囲について

(4). 回答

- ・ 特別地域訪問介護加算を受けている事業所
- ・ 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- ・ 事業の実施地域内に同一敷地内建物以外に居住する要介護者が少数

(1). サービス種別

訪問介護

(2). 項目

口腔連携強化加算

(3). 質問

口腔連携強化加算は、複数事業所が関わっている場合、それぞれの事業所で算定が可能か。

(4). 回答

一つの事業所しか算定できません。算定要件として当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこととあります。

なお、口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとしています。

(1). サービス種別

訪問リハビリテーション

(2). 項目

診療未実施減算

(3). 質問

「医療機関に入院し、リハビリテーションの提供を受けた利用者であって、当該医療機関から、当該利用者に関する情報の提供が行われている者においては、退院後1ヶ月以内に提供される訪問リハビリテーションに限り、注14は適用されないことに留意すること」について、入院先医療機関のリハビリテーション計画書に医師の名前の記載と、本人・家族等の希望、健康状態・経過、心身機能・構造、活動(基本動作、移動能力、認知機能等)、活動(ADL)、リハビリテーションの目標、リハビリテーション実施上の留意点等についてが記載してあれば、情報提供を受けているということになるか。

(4). 回答

利用者の入院していた医療機関の医師から、リハビリテーション計画書のうち、本人・家族等の希望、健康状態・経過、心身機能・構造、活動(基本動作、移動能力、認知機能等)、活動(ADL)、リハビリテーションの目標、リハビリテーション実施上の留意点等について、十分に記載できる情報の提供を受けていることをいいます。

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等の訪問の場合の8単位減算について

(3). 質問

「1回につき8単位を所定単位数から減算」とあるが、20分の訪問を2回行い、計40分訪問した場合は、何単位減算となるか。

(4). 回答

8単位×2回＝16単位の減算となる。

なお、1回の訪問で40分提供した場合は8単位の減算となる。

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等による訪問の場合の減算について

(3). 質問

減算の算定要件として、イ、ロがあるが、両方とも利用者個人のことではなく、事業所全体のことと解釈してよいか。

(4). 回答

利用者個人ではなく、訪問看護事業所としての実績を確認する。

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等による訪問の場合の減算について

(3). 質問

算定要件の前年度の訪問回数とは、医療・介護・自費訪問すべて合わせた回数でよいか。

(4). 回答

医療保険、自費分の回数は含めない。

(1). サービス種別

訪問看護

(2). 項目

理学療法士等による訪問の場合の減算について

(3). 質問

算定要件の訪問回数は、訪問看護費と介護予防訪問看護費で合わせて計算するのか、別々で計算するのか。

(4). 回答

指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を合わせて受け、一体的に運営されている場合は、合算して計算する。

(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

総合マネジメント体制強化加算

(3). 質問

Iの要件である、「(4)地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること」の具体的な活動内容

(4). 回答

地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。

(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

総合マネジメント体制強化加算

(3). 質問

Iの要件である、「(5) (一) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること」の具体的な活動内容

(4). 回答

(5) (一) の要件については、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む。

(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

サービス提供体制強化加算

(3). 質問

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している場合、当該加算は訪問回数につき算定するので、訪問回数が1日3回だった場合、3回分算定可能か。

(4). 回答

貴見のとおり。3回分算定可能である。

(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

総合マネジメント体制強化加算

(3). 質問

Iの要件である、(4)の具体的な活動として、認知症カフェの参加を通して住み慣れた地域で暮らしていくための課題と解決方法を地域住民と連携することで要件を満たすか。

(4). 回答

認知症カフェへの参加を通して、地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っているなら要件を満たす。

(1). サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2). 項目

基本夜間訪問サービス費

(3). 質問

基本夜間訪問サービス費について、定期巡回サービス、随時訪問サービスの利用がなくても算定してよいか。

(4). 回答

基本夜間訪問サービス費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定することができる。

以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認ください。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導（ページ番号：1047189）」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日〆切）
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日必着）